

## 事業報告書

### 1. 事業概況

我が国の畜産については、TPP11、日EU経済連携協定、日米貿易協定が発効し、新たな国際環境に入る中、国内外の需要拡大に対応した生産基盤の強化とそれを支える環境の整備や生産現場と結びついた流通改革の推進の必要性が求められている。

こうした中、令和2年度は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、社会のシステムや人々の生活に大きな影響をもたらした年となった。インバウンド需要や外食需要が激減し、牛枝肉価格が一時大幅に下落し、肉用子牛価格にも大きな影響を与えたところである。

このため、国では肉用牛経営安定の要である牛マルキンの発動はもとより、牛マルキン生産者負担金の納付猶予、和牛肉の在庫対策としての保管料等の支援、肥育農家の経営体質強化を図るための奨励金交付（1頭当たり2万円以上）などの支援が行われた。また県では、肉用牛生産を維持するための肥育素牛導入に係る奨励金の交付（1頭当たり2万円）や学校給食へ佐賀牛の提供、さらには、市町やJAでも独自の対策が講じられるなど、生産から流通にわたる幅広い支援が行われた。その後、経済活動の再開の動きも相まって、昨年秋にはその価格水準も前年並みにまで回復してきたところであり、牛マルキンの生産者負担金についても令和3年6月から納付再開となったところである。

現在、国内では、新型コロナウイルスのワクチン接種が開始されているものの、各地で非常事態宣言が出されるなど予断を許さない状況が続いており、今後の景気動向や畜産物価格の動きを注視していく必要がある。

また、家畜伝染病の面で、まず昨シーズンの高病原性鳥インフルエンザについては、18県の52か所で発生し、大型養鶏場での発生もあったことから約987万羽が殺処分されるなど、過去に例のない大きな被害となった。さらに、豚熱については、ワクチン接種が開始され一時期に比べ発生件数は減少しているものの、最近では、ワクチン接種済み農場での発生が続くとともに、陽性イノシシの捕獲範囲は確実に広がっており、さらなる発生拡大が懸念されている。また、海外では、アフリカ豚熱や口蹄疫の発生は、拡大の一途をたどっており、これらの病原体の侵入リスクは、依然として高く、水際対策の強化及びなお一層の農場での家畜防疫対策の徹底が求められている。

このような情勢の中、本協会は、「公益社団法人」として、県内畜産業の健全な発展と振興を図り、国民生活に不可欠な安全で安心な畜産物を安定的に供給することを目的として、行政及び関係団体と連携して各種事業に積極的に取り組むとともに、令和2年度は、緊急的に実施されたコロナ対策にも適切に取り組み、畜産農家の経営安定・向上に努めた。

畜産物の価格安定対策としましては、肥育牛や肉用子牛の価格差補てんに関する事業の適正かつ円滑な推進を図るとともに、養豚経営安定対策事業が適正に実施されるよう関係者への周知に努めた。

畜産経営技術支援対策については、生産性や収益性の高い畜産経営を確立するための経営診断や生産技術の改善指導、畜産特別資金借入者に対する経営改善指導、更には、繁殖基盤強化のため繁殖雌牛増頭への支援事業など、経営強化対策を積極的に行った。

また、衛生支援対策として、家畜伝染性疾病の発生防止のための自衛防疫組織による各

種ワクチン接種の推進、家畜防疫互助基金制度への加入推進、国内での豚熱やアフリカ豚熱の発生予防とまん延防止のための防鳥ネット設置支援、さらにBSE再発防止のための死亡牛の検査並びに適正処理の円滑な実施に努めた。

なお、令和2年度は、総額38億円の事業を実施した。以下、各事業の実施状況について報告する。